

## 酒税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 ウイスキー等に類似する一定のスピリッツに係る承認を受けなければならないときを、当該スピリッツを移出するときとする。(第17条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和4年4月1日から施行することとする。(附則関係)